

○特別会計の状況

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引残高	主な内容
国民健康保険特別会計	1,643,280	1,536,377	106,903	歳入：国庫支出金、国民健康保険税、療養給付費交付金等 歳出：保険給付費、老人保健拠出金等
後期高齢者医療特別会計	123,765	123,291	474	歳入：後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金等 歳出：後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金等
介護保険特別会計	1,095,827	1,064,704	31,123	歳入：保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等 歳出：保険給付費等
簡易水道事業特別会計	52,405	51,697	708	歳入：水道使用料、繰入金等 歳出：簡易水道管理費、戸中給水施設管理費、公債費等
公共下水道事業特別会計	341,526	338,488	3,038	歳入：受益者負担金、国・県支出金、繰入金、町債等 歳出：浄化センター管理費、汚水管渠建設費、公債費等
農業集落排水事業特別会計	62,322	61,072	1,250	歳入：分担金、施設使用料、繰入金等 歳出：施設管理費、公債費等
宅地用地取得造成事業特別会計	924	861	63	歳入：前年度繰越金等 歳出：役務費（広告料）
霊園整備事業特別会計	1,119	714	405	歳入：霊園永代使用料及び管理料、前年度繰越金等 歳出：霊園維持管理事業費

○水道事業会計状況

(単位：千円)

	収入	支出	差引残高	水道工事の主な状況
収益的収支（消費税抜き）	377,779	363,338	14,441	送水ポンプ取替工事、石綿セメント管更新工事
資本的収支（消費税抜き）	45,578	195,357	△149,779	

※資本的収支の不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補てんしました。

財政の健全性に関する比率を公表します

地方公共団体の財政の健全性を判断する指標として「健全化判断比率」及び公営企業における「資金不足比率」の公表が義務付けられています。

「健全化判断基準」には4つの指標があり、それぞれ目安となる基準が設けられています。



健全化判断基準の
4つの指標

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

目安となる基準と基準を超えた場合の対応

A 早期健全化基準

「財政健全化計画」を定め、自主的に健全化を図る

B 財政再生基準

自主的な健全化は困難として「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らねばならない

「資金不足比率」については、「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を定め自主的に経営の健全化を図っていかねばなりません。

健全化判断比率

(単位：%)

	平成24年度 棚倉町	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	赤字なし	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	赤字なし	20.0	40.0
③実質公債費比率	11.5	25.0	35.0
④将来負担比率	82.4	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成24年度棚倉町	経営健全化基準
上水道事業会計	不足なし	20.0
公共下水道事業特別会計	不足なし	20.0
農業集落排水事業特別会計	不足なし	20.0
簡易水道事業特別会計	不足なし	20.0
宅地用地取得造成事業特別会計	不足なし	20.0

健全化判断比率、資金不足比率ともに監査委員の審査及びその意見を付して9月定例議会へ報告いたしました。

上記のとおり、棚倉町の指標は「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っています。

■平成24年度 決算報告に関するお問い合わせは 総務課 財政係 ☎33-2111